

情報開示

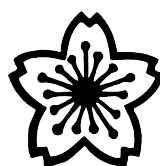
項目

- ・ 定款
- ・ 役員名簿（2026年5月24日現在）
- ・ 会員数（2026年3月24日現在）
- ・ 貸借対照表（2026年3月31日現在）
- ・ 正味財産増減計算書（2025年4月1日～2026年3月31日）

一般社団法人

教育文化振興実践桜会 定款

(Jissen Women's Educational Institute Alumnae Group)



一般社団法人 教育文化振興実践桜会 定款

第1章 総 則

<名称>

第1条 この法人は、一般社団法人教育文化振興実践桜会と称する。

<事務所>

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 この法人は、学校法人実践女子学園（以下「学園」という）の事業を支援するとともに、会員相互の親睦提携を図り、あわせて、教育と文化の発展に資する事業を行い、もって、広く社会に貢献することを目的とする。

<事業>

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学園の教育事業の発展に資するための援助
 - (2) 基金の設置等による奨学事業
 - (3) 社会教育、生涯学習、文化活動等のための研修会、講演会、講習会及び展覧会等の開催並びにこれらを主宰する団体に対する助成事業
 - (4) 会員および一般の使用に供する施設(会館等)の管理運営
 - (5) 会員相互の親睦提携
 - (6) パンフレットおよび機関紙等の発行
 - (7) その他目的を達するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

第3章 会 員

<資格・入会・権利>

第5条 この法人は、正会員及び賛助会員の2種類の会員をもって構成する。

2. 正会員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学園経営の各学校卒業生で本会の趣旨に賛同して入会し、年会費を納める者
- (2) 学園経営の各学校に、その修業年限の2分の1以上在学した者のうち、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けて入会し、年会費を納める者

3. 賛助会員とは、前項規定の者以外で、本会の事業を賛助するために、理事会の承認を受けて入会した個人または団体をいう。

4. 会員の入会に関する事項は理事会が定める。

5. 正会員は、等しくこの定款の定めるところにより代議員を選出し代議員に選出される権利を有し、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員と同様に情報開示請求権を有する。

<会費>

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

<任意退会>

第7条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

<除名>

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

<会員の資格の喪失>

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

<会員名簿>

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 代議員

<代議員>

第11条 この法人は、正会員のうちから選出された代議員をもって一般法人法上の社員とする。

2. 代議員の数は120名以上200名以内とする。
3. 代議員選出に関する事項は理事会が定める。

<代議員の任期>

第12条 代議員の任期は選出後2年以内実施される代議員選出手続終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 代議員が欠けた場合のために補欠の代議員として選出された場合の任期も、前項と同じとする。

<代議員の資格の喪失>

第13条 代議員に次の事由の一つが生じたときはその資格を当然失う。

(1) 正会員でなくなったとき

(2) 総会の日までに前年度分年会費を納入しなかったとき

<代議員の辞任>

第14条 代議員は理事長に辞任届を提出することにより、いつでも辞任できる。

<代議員の解任>

第15条 代議員について第8条所定の事項に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該代議員を解任することができる。

第5章 総 会

<構成>

第16条 総会は代議員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

<権限>

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

<開催>

第18条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。

<招集>

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会を招集するには、理事長は、総会の日前2週間前までに、代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

<議長・副議長>

第20条 総会に議長および副議長をおく。

2. 議長は、その総会において、代議員出席者のうちから選出する。

3. 副議長は、議長が指名する。

4. 副議長は、議長を補佐する。

<議決権>

第21条 代議員は、総会において各1個の議決権を有する。

<決議>

第22条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

<書面による議決権行使>

第23条 総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

<議決権の代理行使>

第24条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第22条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

<議事録>

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長、副議長および出席した理事2名以上がこれに署名又は記名押印する。

第6章 役員

<役員の設定>

第26条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上21名以内
 - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち、8名以内を常任理事とし、常任理事を一般法人法の業務執行理事とする。

<役員を選任>

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

<理事の職務及び権限>

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
4. 理事長及び常任理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

<監事の職務及び権限>

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

<役員任期>

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続三期を超えることはできない。

2. 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。増員により選任された理事の任期は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
3. 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<役員解任>

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

<役員報酬等>

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務執行につき必要な実費を支給することができる。

<役員損害賠償責任の免除>

第33条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。ただし、その責任のすべてを免除することは総正会員の同意を要する。

第7章 理事会

<構成>

第34条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事で構成する。

<権限>

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定及び規則の制定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選任及び解職

<招集>

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会招集通知の手続を経ることなく開催することができる。

<議長>

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

<決議>

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

<議事録>

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印のうえ、事務所にこれを保管する。

第 8 章 資産および会計

<基本財産>

第 40 条 別表の財産は公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議にもとづいて総会の承認を得て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

<事業年度>

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

<事業計画及び収支予算>

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 事業年度開始の日までに第 1 項の収支予算書について総会の承認を得ることが困難なときは、理事長は、理事会に事業年度開始後 2 か月分の収支予算書を提出してその承認を得る。ただし、この

収支予算書は当該年度収支予算書について総会の承認を受けた時は失効するものとし、執行済収支は当該年度収支予算書にもとづくものとみなす。

<事業報告及び決算>

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を提出し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

<借入金等>

第 44 条 この法人が、重要な財産の処分もしくは譲受け、または重大な事項について、新たに義務の負担をし、もしくは権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議にもとづいて総会の承認を得なければならない。

2. 当該事業年度内の収入をもって償還する一時借入金、または、日常業務遂行に伴う少額借入金を除く借入れをしようとするときも、前項同様とする。

<剰余金の分配の制限>

第 45 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

<定款の変更>

第 46 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

<解散>

第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

<残余財産の帰属>

第 48 条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業を行う公益的な団体に寄付するものとする。

第 10 章 公告の方法

<公告の方法>

第 49 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 11 章 事務局

<事務局>

第 50 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会が定める。

第 12 章 雑 則

<委任>

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が定める。

別表 基本財産 (第 40 条関係)

財産種別	
預 金	27,966,601円

附 則

この定款 (変更) は 令和 3 年 5 月 23 日より施行する。

主な改訂履歴

1. この定款は、昭和 36 年 8 月 12 日より施行する。(社団法人 桜同窓会設立認可)
1. 認可 平成 12 年 2 月 16 日。施行 同年 4 月 1 日。(名称・目的等変更)
1. (名称変更) 平成 23 年 12 月 4 日より施行する。
1. (代議員制) 平成 26 年 5 月 18 日より施行する。

2026・2027年度 役員名簿

理事長 新井 佐知子

総務部 常任理事 武藤 美智子
理事 呉 由紀子
理事 阿部 佳子
理事 田中 三恵子
理事 梅澤 めぐみ

事業部 常任理事 吉野 淳子
理事 松川 京子
理事 川口 博子
理事 根本 路子

財務部 常任理事 山内 典子
理事 中野 眞佐子

文化部 常任理事 岩間 初音
理事 鹿島 恵子

広報部 常任理事 山本 みどり
理事 軽部 幸恵
理事 小川 美穂
理事 高田 彩香

監事 上野 英子
監事 草間 美智子

会員数

当法人の会員数は下記の通りである。

正会員数 63,909 名（2026 年 3 月 24 日）

年会費納入者数 3,829 名（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

会員名簿は個人情報につき公開いたしません。

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	1,562,673	1,192,105	370,568
普通預金	609,856	5,223,707	△ 4,613,851
定期預金	21,000,000	22,440,000	△ 1,440,000
流動資産合計	23,172,529	28,855,812	△ 5,683,283
2 固定資産			
(1)基本財産			
預金その他			
定期預金	27,966,601	27,966,601	0
基本財産合計	27,966,601	27,966,601	0
(2)特定資産			
実践桜会奨学特定資産	3,250,000	3,550,000	△ 300,000
国際交流特定資産	35,160,000	37,560,000	△ 2,400,000
修繕積立資産	30,000,000	30,000,000	0
事業調整引当特定資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	73,410,000	76,110,000	△ 2,700,000
(3)その他固定資産			
定期預金等	45,870,000	46,820,000	△ 950,000
減価償却資産			
建物	50,254,668	51,657,123	△ 1,402,455
建物附属設備	1,661,994	3,709,850	△ 2,047,856
什器備品等	5	24,698	△ 24,693
その他固定資産合計	97,786,667	102,211,671	△ 4,425,004
固定資産合計	199,163,268	206,288,272	△ 7,125,004
資産合計	222,335,797	235,144,084	△ 12,808,287

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
前 受 金	2,704,000	2,340,000	364,000
預 り 金	18,069	15,006	3,063
流動負債合計	2,722,069	2,355,006	367,063
2 固定負債			
入会予納金	45,870,000	46,820,000	△ 950,000
固定負債合計	45,870,000	46,820,000	△ 950,000
負債合計	48,592,069	49,175,006	△ 582,937
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄 付 金	66,376,601	69,076,601	△ 2,700,000
指定正味財産合計	66,376,601	69,076,601	△ 2,700,000
(うち基本財産への充当額)	(27,966,601)	(27,966,601)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(38,410,000)	(41,110,000)	(△2,700,000)
2 一般正味財産	107,367,127	116,892,477	△ 9,525,350
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
正味財産合計	173,743,728	185,969,078	△ 12,225,350
負債及び正味財産合計	222,335,797	235,144,084	△ 12,808,287

正味財産増減計算書内訳表
2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計						その他会計			法人会計	合計	
	継1 母校助成	継2 奨学基金	継3 生涯教育	継4 貸室	継5 キャリアネット	共通	小計	会員親睦	共通			小計
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,156	32,156
基本財産受取利息							0			0	32,156	32,156
特定資産運用益	0	45,716	0	0	0	0	45,716	0	0	0	0	45,716
特定資産受取利息	0	45,716					45,716			0	0	45,716
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,220,000	12,220,000
受取入会金							0			0	12,220,000	12,220,000
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,410,000	7,410,000
年会費							0			0	7,410,000	7,410,000
事業収益	0	0	228,000	958,425	0	0	1,186,425	1,512,820	0	1,512,820	1,030,000	3,729,245
生涯教育活動収益			228,000				228,000			0		228,000
貸室収入				958,425			958,425			0		958,425
社会活動収益							0	220,000		220,000		220,000
バザー収益							0	1,227,580		1,227,580		1,227,580
母校記念品販売収益							0	65,240		65,240		65,240
会合負担金収益							0			0	1,030,000	1,030,000
受取寄付金	0	2,700,000	0	0	0	0	2,700,000	0	0	0	878,805	3,578,805
受取寄付金							0			0	878,805	878,805
受取寄付金振替額		2,700,000					2,700,000					2,700,000
雑収益	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	479,664	479,675
受取利息					11		11			0	94,255	94,266
雑収益							0	0		0	385,409	385,409
経常収益計	0	2,745,716	228,000	958,425	11	0	3,932,152	1,512,820	0	1,512,820	22,050,625	27,495,597
(2) 経常費用												
事業費	2,527,850	2,875,725	736,436	7,043,274	232,148	0	13,415,433	13,775,413	0	13,775,413		27,190,846
母校助成金	2,267,850						2,267,850			0		2,267,850
常磐祭助成金	260,000						260,000			0		260,000
奨学給付金		300,000					300,000			0		300,000
国際交流給付金		2,400,000					2,400,000			0		2,400,000
国際交流事業雑費		92,988					92,988			0		92,988
図書費			49,376				49,376			0		49,376
社会活動助成金			484,920				484,920	1,016,500		1,016,500		1,501,420
バザー仕入							0	794,308		794,308		794,308
母校記念品仕入							0	41,676		41,676		41,676
広報費							0	3,601,892		3,601,892		3,601,892
給料手当				303,718			303,718	4,252,056		4,252,056		4,555,774
通勤費				25,646			25,646	359,051		359,051		384,697
旅費交通費		4,268			124,494		128,762	476,129		476,129		604,891

科 目	実施事業等会計							その他会計			法人会計	合計
	継1 母校助成	継2 奨学基金	継3 生涯教育	継4 貸室	継5 キャリアネット	共通	小計	会員親睦	共通	小計		
福利厚生費				4,934			4,934	69,081		69,081		74,015
報酬委託手数料			108,000		90,000		198,000	1,167,598		1,167,598		1,365,598
事務用品費		19,401		19,401			38,802	163,769		163,769		202,571
賃借料		45,422		45,422			90,844	363,372		363,372		454,216
通信費		13,646		13,646	7,905		35,197	242,168		242,168		277,365
会館管理費				1,468,180			1,468,180	244,696		244,696		1,712,876
水道光熱費				1,089,235			1,089,235	181,539		181,539		1,270,774
会館営繕費				851,164			851,164	141,861		141,861		993,025
租税公課				615,675			615,675	102,613		102,613		718,288
減価償却費				2,606,253			2,606,253	434,376		434,376		3,040,629
雑費			94,140		9,749		103,889	122,728		122,728		226,617
管理費											9,830,101	9,830,101
給料手当											1,518,592	1,518,592
通勤費											128,233	128,233
旅費交通費											1,740,030	1,740,030
福利厚生費											28,572	28,572
報酬委託手数料											695,035	695,035
事務用品費											514,110	514,110
賃借料											454,213	454,213
通信費											222,225	222,225
会館管理費											245,025	245,025
水道光熱費											181,539	181,539
会館営繕費											141,860	141,860
会館雑費											175,580	175,580
租税公課											198,975	198,975
交際費											98,800	98,800
総会費											3,052,937	3,052,937
減価償却費											434,375	434,375
経常費用計	2,527,850	2,875,725	736,436	7,043,274	232,148	0	13,415,433	13,775,413	0	13,775,413	9,830,101	37,020,947
当期経常増減額	△ 2,527,850	△ 130,009	△ 508,436	△ 6,084,849	△ 232,137	0	△ 9,483,281	△ 12,262,593	0	△ 12,262,593	12,220,524	△ 9,525,350
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額							0			0		0
当期一般正味財産増減額	△ 2,527,850	△ 130,009	△ 508,436	△ 6,084,849	△ 232,137	0	△ 9,483,281	△ 12,262,593	0	△ 12,262,593	12,220,524	△ 9,525,350